

平成 28 年度「新事業育成資金」の実績

～ 新事業展開を図るための設備取得に対する融資額が増加 ～

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）中小企業事業の特別貸付制度「新事業育成資金（※1）」の平成 28 年度融資実績は、**1,641 社（前期比 155%）、996 億円（前期比 208%）**と何れも増加しました。

増加した背景は、ものづくり補助金等の S B I R 補助金（※2）を活用し、新事業展開を図る企業での利用が増加（27 年度：514 社 → 28 年度：1,060 社）したことや、新事業展開に必要な設備を取得する際に利用する企業への融資額が増加（27 年度：185 億円 → 28 年度：498 億円）したことが挙げられます。

日本公庫中小企業事業では、平成 29 年 5 月に、地域における新事業・ベンチャー支援を一層強化するため、平成 28 年 7 月に仙台、名古屋、福岡の 3 支店に設置した「新事業・ベンチャー推進担当」を 31 支店（※3）に拡充しました。

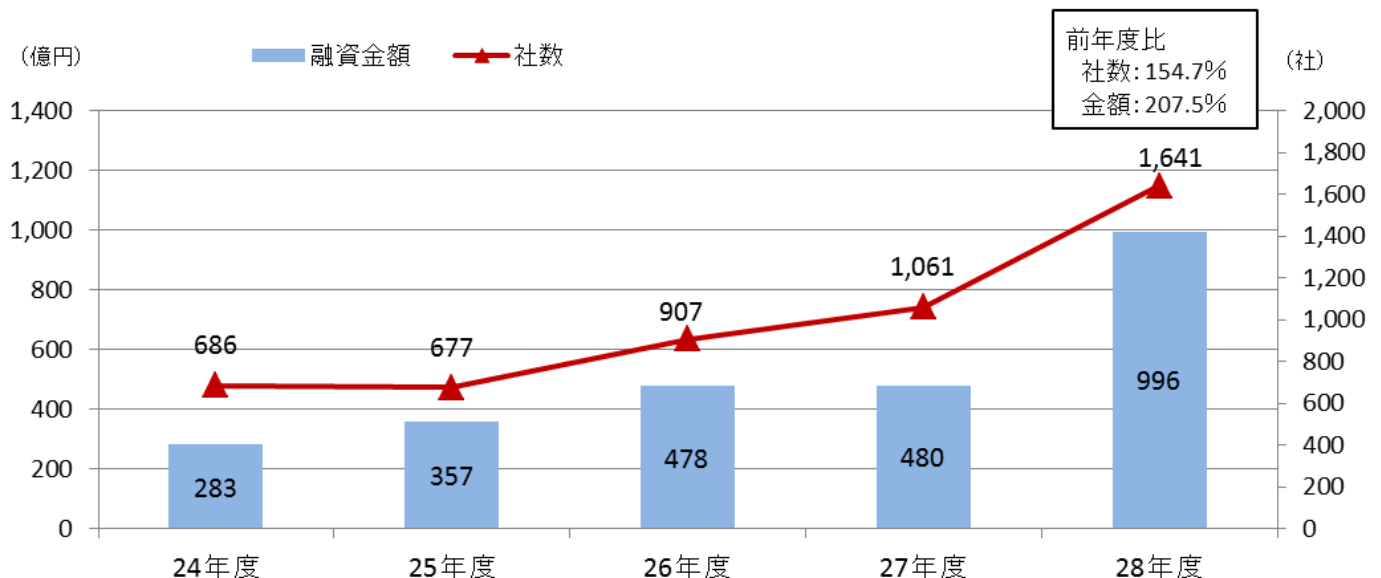
日本公庫は、政策金融機関として、今後も「新事業育成資金」を活用し、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小・ベンチャー企業を積極的に支援していきます。

※1 ベンチャー企業など高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業を支援する目的で、平成 12 年 2 月に創設された制度（制度概要は参考参照）。

※2 SBIR（中小企業技術革新制度）は、中小企業による研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度。研究開発のための補助金・委託費等を特定補助金等として経済産業省などが指定し、その成果を事業化する際に、様々な支援策が設けられている。

※3 札幌、仙台、前橋、さいたま、横浜、東京営一、東京営二、東京営三、新宿、大森、池袋、千住、立川、新潟、富山、松本、静岡、名古屋、大阪営一、大阪営二、大阪西、阿倍野、堺、東大阪、神戸、岡山、広島、下関、高松、福岡、熊本（以上 31 支店）

【新事業育成資金の推移】



「新事業育成資金」の概要

(取扱事業：中小企業事業)

	制度概要
融資対象	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う中小企業であって、次の1～3の全てに当てはまるかた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新たな事業を事業化させて7年以内のかた。 2. 次のいずれかに該当するかたなど。 <ul style="list-style-type: none"> ①成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けたかた。 ②他の企業において活用されていない知的財産権を活用して行う事業、国の試験研究機関等の開発した技術の移転を受けて行う事業等、技術・ノウハウ等に新規性がみられる事業を行うかたであって、一定の製品化及び売上が見込めるかた。 3. 将来性が認められ、円滑な事業の成長が期待できるかた。
資金使途	新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金
融資限度	6億円
融資期間	設備資金 20年以内（うち据置5年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
融資利率	特別利率②または特別利率③ ※適用利率は、信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。
その他	当公庫では、融資後も、経営課題についてきめ細かいアドバイスを行います。